

第 2 8 回  
東京都環境審議会総会

日 時：平成19年3月26日（月）午前11時00分～

場 所：東京都庁第一本庁舎 33階 特別会議室S6

午前11時00分開会

○谷上企画調整課長 定刻になりましたので、ただいまから第28回東京都環境審議会を開催いたします。

委員の皆様には、本日、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、事務局を務めさせていただきます環境局総務部企画調整課長の谷上と申します。よろしく願いいたします。

初めに、本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。かなり量がございしますが、一番上に会議次第というのがございます。その中段から下の方に「配布資料」ということで資料1から6、資料7につきましては枝番で2つ、詳細については確認しませんが、ありますかどうかご確認いただければと思います。

それから、参考資料といたしましては1から6までございます。

何か足りないものがございましたら、職員の方にお申し付けいただければと思います。

続きまして、本日の出席についてお知らせいたします。本日もご出席の予定ということで連絡を受けております委員につきましては13名でございます。今現在、大聖委員、原田委員につきましては、若干お欠けているようでございまして、まだ届いておりませんが、審議会規則に定めます定足数の過半数11名に達していることをご報告いたします。

それでは、審議に入ります前に、環境局長よりごあいさつを申し上げます。

○村山環境局長 おはようございます。環境局長の村山でございます。

前回の総会のときには、私は実はまだ着任をしておりませんで、昨年7月16日に着任いたしました。きょう、初めてお目にかかる委員の先生方もいらっしゃいますけれども、ひとつ今後ともよろしく願いをいたします。

年度がわりの非常にお忙しい時期に、きょう、ご出席をいただきまして本当にありがとうございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきたいと思います。

東京都は、昨年末に「10年後の東京」という東京都政が目指す中期的な都市戦略というべきものを策定、公表いたしましたわけですが、その中で、世界で最も進んだ環境都市を実現するのだということを中期的な目標として掲げたわけですが、これは、昨年5月に当審議会にご審議を諮問させていただいた環境基本計画の改定、今ご審議いただいているわけですが、この全体の流れの中に位置づけるものでございまして、都政の中において、環境政策というものが従来にも増してそのウエートを高めてきているということでございます。

とりわけ今回の10年後の東京の中では、地球温暖化対策というものを初めて都政の主要課

題の1つだと明確な位置づけを行いまして、CO<sub>2</sub>の東京都内から出る排出量を2020年までに2000年比で25%総量で削減するのだという目標を掲げたわけでございます。これもなかなか大変なわけでございますけれども、これに向けてこれから私どもは頑張っていきたいということでございます。ぜひともお力添えをいただきたいと思っております。

現在環境審議会でご審議をいただいているこの基本計画の改定でございますけれども、これは東京都の今申し上げたようなそういうスタンスも踏まえていただきながら、都の環境政策を格段と発展させようという計画でございます。ぜひとも先生方のお知恵、お力をいただきまして、積極的なご提言をいただければと願っている次第でございます。

さて、本日審議会にお諮りいたしておりますのは、東京湾の水質改善にかかわる主務案件でございます。工場等に対する総量規制の強化、下水道の整備などの施策を東京都は進めてまいりまして、その結果、平成17年度に初めて窒素、りん、双方の環境基準を達成することができたわけでございますけれども、化学的酸素要求量の達成率については、なお半分程度にとどまっているというのが東京湾の水の現状でございます。今後、東京湾の水質改善に向けた施策を一層強化しようということで、総量削減計画などに関しまして有意義なご提言をいただくことをお願いいたしまして、私からのごあいさつということにさせていただきます。

今後ともひとつよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○谷上企画調整課長 きょうご出席予定の委員の皆様、全員そろったみたいです。

それでは、これからの議事につきましては、小早川会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

○小早川会長 それでは、委員の皆様、本日は大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の議事は、今の局長の話にもございましたように、第6次水質総量規制に係る総量削減計画の策定及び化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の設定についてということでございます。この諮問に関しましては、審議会運営要領第2によりまして、平成19年1月12日付で水質土壌部会に付議をいたしまして、本日までに同部会においてご審議いただいているところであります。

本日は、そのご報告をいただきまして、皆様にご審議をいただき、その結果によって答申を行いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、本件の経緯、概要につきまして、池田自然環境部水環境課長からご説明をお願いいたします。

○池田水環境課長 水環境課長の池田でございます。座って説明させていただきます。

初めに、資料3と資料6に基づきまして、総量削減計画をご説明したいと思います。

最初に、総量規制制度というものはどういうものか、概要をお示しした方がおわかりになると思いますので、資料6の1ページをおあげください。ここに総量規制制度のアウトラインを書いてございます。

水質総量規制とは、人口、産業が集中し、東京湾のような汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域においては、従前の濃度規制のみでは水質環境基準の確保は困難であるということがございまして、この閉鎖性水域に流入する流域全体で汚濁負荷量の削減を図ることを目的として導入された制度でございます。

その閉鎖性水域とは、東京湾や伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海で、これらは指定水域として指定されているところでございます。

東京湾に流入する流域につきましては、次の2ページの図に示してございます。東京都につきましては、町田市の一部、島しょ部を除く全域がこの指定地域となっております。

1ページにお戻りください。環境大臣は、この指定水域であります東京湾の水質汚濁を防止し、環境基準を確保するために、総量削減基本方針を策定いたします。概略はこの枠の中に示したとおりですが、対象の物質としては、化学的酸素要求量、CODとも言います。それから、窒素とりん、これは富栄養化、赤潮等の原因となる物質でございます。これらの都府県別の削減目標量、それから目標年度、削減の方途というものがこの基本方針で示されます。

都府県知事は、この基本方針に基づきまして、その下の枠にございますように、総量削減計画を策定いたします。削減計画の内容としては、発生源別の汚濁負荷量の削減目標量、それを達成するための方途、その他必要な事項というものを記述いたします。

達成の方途につきましては、一番下の枠にありますように、まず総量規制基準を設定いたします。現在でも設定しておりますので、これを厳しくしていくということでございます。これについては、後ほど詳しく説明いたします。

3ページをおあげください。これまでCODにつきましては、5次にわたる総量削減計画を実施してまいりました。それに対して、窒素とりんについては、前回の第5次総量削減計画で初めて導入されたものでございます。いずれの物質も汚濁負荷量は順調に削減されていることがわかるかと思えます。

次に4ページをおあげください。ここに東京湾の水質の変化を示しました。一番上の図は、CODの濃度の経年変化でございます。かつてに比べては減ってはおりますけれども、近年

横ばいということで、さらに第6次の総量削減計画を定める必要があろうと判断されたものです。

下の左の図は、窒素の濃度の経年変化、これについては近年減少傾向が見てとれます。

右のりんにつきましても、ややでございますけれども、近年下がりぎみということでございます。

5ページ以降は、国が定めました総量削減基本方針の写しでございます。

引き続きまして、資料3の総量削減計画（案）についてご説明いたします。

1ページ目をおあげください。水質汚濁防止法の規定に基づきまして、この下に書いてあります1から3までの項目を定めたものでございます。

2ページをおあげください。初めに1として、発生源別の汚濁負荷量の削減目標量でございます。表1では、化学的酸素要求量の発生源別の削減目標量を示しております。計のところをごらんいただきたいのですが、平成16年度に1日当たり61トンであったものが、目標年度である平成21年度には1日当たり58トンに減らすということでございます。

窒素含有量、りん含有量につきましても、表2及び表3に示してございます。

次に、2の削減目標量の達成の方途でございます。（1）として、生活排水対策ですが、具体的な対策は以下に項目を立てて記述しております。生活排水対策で一番重要なのは下水道の整備でございます。下水道の整備につきましては、4ページの表4に示したとおり、平成21年度には行政人口1,253万1,000人のうち、1,238万3,000人、約98.8%が処理人口になると見込んでおります。

表5については、下水処理場の排水処理をより高度な処理をしていくということでございます。平成21年度には排水処理能力のうち8.1%が高度処理となる計画でございます。

（イ）は合流式下水道の改善でございます。区部の多くは合流式下水道で整備しておりますが、雨天時には雨とともに下水の一部が河川や海にオーバーフローすることがございます。この越流水を少なくするために、下水管の能力の増強を行ったり、初期雨水を一時貯留する施設を整備する計画でございます。

右の5ページの下（2）の産業排水対策でございますが、一番重要なものはアの総量規制でございます。日平均排水量50m<sup>3</sup>以上の事業場に総量規制基準が適用されます。規制手法の詳細につきましては、後ほど資料4で説明させていただきます。

ページをめくって7ページの方に参りますと、3、その他の汚濁負荷量の総量削減に関し必要な事項ということでございます。ここの（1）アのところでは、運河や河川の底にたまった

汚泥をしゅんせつするということや、エに示しましたように、水生生物による自然の浄化機能を回復するような事業を行っております。

それから、(2)に示したように、監視体制の整備でございますとか、次のページの(3)調査研究の推進、(4)その他というようなことが総量削減計画の内容でございます。

次に、資料4と資料7-1、7-2に基づきまして、総量規制基準の案についてご説明させていただきます。これにつきましても、資料7-1の補足資料(その1)の方から先にご説明させていただきたいと思っております。

1ページをおあげください。ここに総量規制基準の算式が載っております。総量規制基準とは、この算式に従い、事業場ごとに排出が許容される汚濁物質量を1日当たりのキログラム数であらわすことになっております。算式の中には、 $C_c$ とか $C_{c_o}$ とか $C_{c_i}$ 、 $C_{c_j}$ とかいう記号がありますがけれども、これらの値を知事が決めることになっておりまして、この値を小さくするほど総量規制基準は厳しくなるということになっております。

ちなみに、この下つきの $o$ とか $i$ とか $j$ とかの記号についてでございますが、表にありますとおり、規制対象となる施設がいつ設置されたかによって $C$ の値が異なることを示しております。例えばCODの欄に $C_c$ 、それから $C_{c_o}$ ということがありますが、これは昭和55年7月1日より前に設置された施設に適用される値ということでございます。

2ページをおあげください。 $C$ の値の設定方法について示してございます。 $C$ の値を定めるに当たりましては、環境省告示で示された業種ごとに定める $C$ の値の上限値と下限値の間で定めねばならないことになっております。

右の3ページには、下水処理場の $C$ の値、この場合はCODの標準法としてのジャンル、それから、下の方には高度処理を適用した場合の $C$ の値というものの設定例を示してあります。この図でわかりますように、国の方の上限値、下限値も、だんだん厳しくなっております。その中で、東京都がこの点線で示したような具体的な $C$ の値を定めるということになっております。

2ページのフローチャートの中にありますように、具体的に業種ごとに排水処理の技術水準等を勘案いたしまして、施設管理を徹底すれば実現可能なレベルとして $C$ の値を設定いたしました。

ここで資料7-2をごらんください。資料7-2の1ページをおあげさせていただきたいと思っております。こちらの資料は、このたび設定いたします $C$ の値、これが東京都の第6次という欄でございますが、それを第5次の規制値、その右には国が定めました第6次規制における $C$ の値の上限

と下限ということで比較して見てとれるような表でございます。

一番下に網かけで今回改定した値ということになっておりますが、これについては1－3ページをごらんください。1－3ページの一番上に網かけの部分がありますが、これは第5次の値と比較してわかりますように、こういうところが強化した部分でございます。

ちなみに、それ以外は強化していないじゃないかというご指摘があるかもしれませんが、例えば34の穀類でんぷん製造業を見ますと、第6次の値は50、50、40とありますが、これは既に国が定める下限値に来ておりまして、今まで第5次までの規制におきまして既に国の定める下限値まで達しているということで、これ以上強化のしようがないということでございます。

ページをずっとめくって2－1ページまでごらんください。こちらにつきましては、窒素含有量の基準でございます。ここには網かけがたくさんございます。先ほど説明したように、窒素含有量につきましては、第5次の規制で初めて導入されたものですので、第6次ではさらに強化をしております。

ずっとめくって3－1ページ以降につきましては、同様にりんの含有量の値が載っております。

以上のように設定したCの値を東京都告示に載せる形で整理したものが資料4の総量規制基準（案）でございます。数値については、先ほど説明したのと同じ形になっております。

次に、資料5をごらんください。第1回の水質土壌部会を開いた後に、パブリックコメントを実施いたしました。その募集結果でございます。

かがみにありますように、募集期間としてはことしの2月7日から2月28日までの22日間、提出された意見の数は3件ございました。

次のページをおあげください。そのうちの2件、上の2つでございますが、両方とも新しい基準値、Cの値が厳しいという趣旨でございますけれども、具体的にこの申し出者の事業場の排水濃度等を検討した結果、対応は十分可能であり、基準値を見直す必要はないと先ほどの部会の方でも結論に達してございます。

一番下の残りの1件につきましては、窒素、りんの自動測定、これは法律で測定が義務づけられておるのですが、それをやめたいという趣旨ですが、今回の意見募集につきましては、総量削減計画と総量規制基準の案についてのパブリックコメントでございますので、これについては今後の検討の参考にさせていただくということでございます。

説明は以上でございます。

○小早川会長 ありがとうございます。

それでは引き続きまして、水質土壌部会の審議結果につき、田瀬部会長からご報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田瀬委員 では、座って説明させていただきます。

それでは、水質土壌部会での審議結果を報告させていただきます。先ほど会長から話がありましたように、1月12日付で水質土壌部会の方に付議をされました。水質土壌部会では、これまでに2回の審議を行っております。1回目の審議は1月26日、2回目は本日、3月26日に行い、部会の考え方を取りまとめました。

審議の内容についてですけれども、付議されました第6次水質総量規制に係る総量削減計画の策定につきましては、削減目標量及び削減目標量の達成の方途について、専門的な立場から検討をいたしました。また、総量規制基準の設定につきましても、技術の実現の可能性を考慮しつつ、削減目標量を達成するように慎重に検討をいたしました。

1回目の審議の後、先ほどご説明がありましたように、東京都の方では3週間にわたってパブリックコメントを実施いたしまして、そこに寄せられました意見につきましても、2回目のときに検討をいたしました。

部会の審議の中では、東京湾全体で見ると、下水処理場の影響が大きいので、可能な限り汚濁負荷量を下げてくださいという要望、特に下水処理場の高度処理については総力を上げて取り組んでいただきたい。特に東京都は規制をする方でもありますので、東京都自体の取り組み努力をぜひしっかりしていただきたいという意見がありました。

また、干潟などにおける生物の自然浄化機能などを具体的に表記したらよいのではないかとというような意見もありました。

それから、COD、窒素含有量、りん含有量については、21年度の目標負荷量が16年度の実績と比較して減少量が少ないのではないかとというような意見もいただきました。

いただきました意見の一部については、最終案の中に反映がされております。

この中で、特に最初に述べました下水処理場の問題で、これが現在最大の排出源になっているわけですけれども、下水道の基準、先ほど説明のあったCの値ですけれども、第5次の規制に比べるとより厳しく設定されているということ、それから、高度処理につきましては、これは設備改善をかなりしなければいけないということなので、一気に達成率を上げるということは難しいという実情もあるということ、それから、先ほど説明がありましたけれども、雨天時に合流式下水道からのオーバーフローする汚い初期雨水を一時的にためておく貯留施設の整備



については、具体的に計画ができたということもあります。そういうことを勘案して、下水処理場の問題については今回の方向でよいのではないかという判定を行いました。

さらに21年度の目標負荷量につきましては、国が総量削減基本方針の中で既に都道府県別に削減目標量を示しておりますので、これを受け入れるということで、これまで5次にわたって総量規制を行ってきたために、先ほどの説明にありましたように、ほとんどのものが下限になっているという状況もありますので、大幅に削減するという事は難しいかなということが理解できるということです。

実際は、前回の5次の削減計画において計画時よりも実績の削減量というのは多くなっているということで、今回も多様なアプローチによって計画量を削減できるであろうということを期待するという事で、総量削減計画についても、それから、総量規制基準につきましても、先ほどの説明していただきました資料3、資料4のとおり、策定することが妥当であろうという判断に達しました。

以上が水質土壌部会の審議結果でございます。

○小早川会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまいただきました部会長からのご報告につきまして、委員の皆様方からのご意見、ご質問がもしありましたらお願いいたします。

○大聖委員 国から示されている目標に対して、それをどういうふう達成していったらいいかという計画が立てられていると承知しておりますけれども、長期的に見て、どこまで減らしたらいいのかという自治体としての何かお考えはあるのでしょうか。つまり、1次から6次とやってきて、もう際限なく減らしていくのか、長期的に見た展望というのは自治体としてのお考えがあるのかということと、我々が懸念しますのは、雨天時のオーバーフロー、こういったものというのはかなり劣悪な状況ではないかなと思いますので、これに関しても長期的にどのような対策を講じたらいいのかという目標がもし自治体としてお考えがございましたら教えていただければ幸いです。

○小早川会長 いかがでしょうか。大変基本のご質問で、国の基準で縛られている部分もあり、それから、そうでない部分もあると思いますし、縛られている部分についても、それは東京都ですから、何か国に対して、これではどうかということだと言えないわけでもないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○池田水環境課長 2点のご質問かと思えます。長期的に見てどこまで下げたらいいのかと、先ほどの負荷量の削減の実績と、それが東京湾の水質に直接減少に結びついていないという面

がありまして、私たちも苦慮しているところでございますけれども、長期的な環境基準を達成するための量というのは、現在私たちの方で計算できませんで、中央環境審議会が削減計画6次の水質総量規制のあり方の答申をされたときに、環境省の方でシミュレーションされている面がありますので、これについては後で細見先生にコメントいただければと思います。

あともう1つの雨天時のオーバーフローの問題につきましては、東京都の方でも大きく問題にしております。先ほどの表1と表2、表3に示した目標量は、実は雨天時のオーバーフローによる負荷量がまだ実態が十分明らかでなくて負荷量を計算できていません。ですから、そういうものがこの計画に乗った負荷量以外にもあろうと、それがどれぐらいの量かということがもう一つ問題です。

それから、そのオーバーフローの越流水の量をなるべく減らしていこうということはこの計画にもありますように、下水の遮集管の能力を增強するとか、特に雨天時の初期の雨水というのが汚濁が相対的に激しいわけですから、それを一時貯留して、雨がやんだら下水処理場へ持っていくという貯留池、これは計画的に整備するという計画になっております。これについては、今後も進めていくということでございます。

私の方からは以上です。

○小早川会長 細見先生、お名前が出ましたが、よろしければ……。

○細見委員 池田課長から言われましたように、国の方の総量規制のあり方等について議論に加わりましたので、その当時のことを少しだけご紹介しておきますと、今回、水域ごとに見直して、例えば東京湾ですと、貧酸素水塊と呼ばれている酸素が少ないような水塊がまだ存在していて、それを改善する必要があるだろうということで、より総量規制を推進していくべきではないかと。それと比べて、例えば瀬戸内海でありますと、大阪湾を除くような水域ですと、かなり十分な水質になっているのではないかと。

ただ、今申し上げましたように、大阪湾と東京湾、それから伊勢湾については、さらに努力すべき貧酸素水塊だとか、それから赤潮の件数とか、まだ十分改善されていないので、引き続き規制をしていくべきではないかと。ただ、将来に向けて、本当にあり得べき東京湾の姿だとか、伊勢湾の姿等について議論していかないといけないだろうという意見は委員会の中でも出ておりました。そういう意味では、大聖先生が言われましたように、10年後、20年後の将来についてどうかということ議論していこうという段階であると思います。

もう一つ、水質規制で難しい点は、先ほどの部会でも述べましたが、ストックといいまして、汚染が泥水に1回たまって、それからまた溶出してきたりするので、どうしても時間おくれが

あるのです。ですから、第5次でかなりよく頑張ったとしても、5次の段階ですぐにその効果が直にあらわれることだけではなくて、時間おくれの項があるので、そういう意味では継続して規制をしていくべきではないかという意見でございます。

以上です。

○飯田委員　あまり水質は専門ではないのですけれども、閉鎖性水域のこういう水質の汚染というか、悪化に関しては、全体として、家庭系なのか、産業系なのか、どっちが一番負荷を与えているのか、そこら辺がぴんと来ないところがあるのですが、1つは、例えばもし家庭系であれば、先ほどの出口のところの下水のところでも能力をアップさせるという話が、これは産業も含めてあるのかもしれませんが、例えば琵琶湖なんかは取り組んでいるような、無りん系の洗剤のような形で、大もとのところからそういうものを除去していくような取り組みとか、これを環東京湾で取り組んでいくとか、もっと上流にさかのぼった施策といったところが少し考慮されていないのかなと思ひまして、そこら辺をお伺いできればと思います。

○池田水環境課長　生活系、産業系等に分けますと、東京都においては、東京湾に寄与する発生源としては、生活系のものがかなりの部分を示していると考えられます。

それで、先ほども説明いたしました、特に個人の家庭につきましては、下水道を普及することが一番の対策でございます。例えば東京都の区部につきましては100%普及しております。多摩地区の方で順次整備を進めておりますが、21年度におきましては98.8%まで下水普及いたしますので、あと問題は残りかと思ひます。

それにつきましては、資料3の5ページのところにあるのですけれども、浄化槽で処理しなければいけませんけれども、合併処理浄化槽というトイレの汚水だけではなくて、台所とかお風呂とかの雑排水もあわせて処理するものが、従前のトイレだけの単独処理槽よりもはるかに効率が高いということで、この1次の規制を始めた当初からここに掲げてあります生活排水対策指導要綱というもので合併処理浄化槽の普及を推進してまいりました。また、一部の浄化槽については補助金も出すということで進めております。

無りん洗剤ということについては、東京都はほとんど無りんとなっているかと思ひまして、あともう一つ、窒素やりんの高度処理を進めておりますので、下水道に接続されれば、生活排水の問題はかなり解決するのではないかと思ひます。

以上です。

○小早川会長　下水道整備された区域では、結局は残るは高度処理の問題だということになるのかと思ひますけれども、先ほどご説明の中にありましたように、高度処理自体がお金がかか

るから、その努力にも限界がある。限界といいますか、制約条件はあるということだとしますと、その上流の方の下水道への負担をいかに軽減するかという施策と、それから、下水の処理能力をいかに上げるかと両方ですよ。どういうふうにミックスしていくのが一番コスト的にも効果もいいのかということとは当然行政としてお考えだろうと思えますけれども、その辺もよろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。それでは、よろしゅうございましょうか。

ほかに特にご発言がないようでしたら、ただいまの水質土壌部会の審議結果の報告にございます第6次水質総量規制に係る総量削減計画の策定及び化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の設定についてにつきまして、ご了承いただいたということによろしゅうございましょうか。

特にご異議がないと認めます。それでは、どうもありがとうございました。では、部会報告につきましては、これを適当であるにご承認いただいたものとさせていただきます。

皆様にご承認いただきました内容に沿いまして、都知事への答申をさせていただきます。では、事務局の方から答申文案を配っていただけますか。

[答申文案配付]

○小早川会長 それでは、事務局から答申文案の朗読をお願いいたします。

○谷上企画調整課長 本日付で東京都環境審議会、小早川光郎会長から東京都知事、石原慎太郎あての答申文案です。

第6次水質総量規制に係る総量削減計画の策定及び化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定について（答申）

平成19年1月9日付で諮問のあったこのことについては、別添「東京湾における東京都の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」及び「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」のとおりとすることが適当であると認めます。

別添がついております。

以上です。

○小早川会長 ありがとうございます。それでは、この答申文案をもちまして、知事に答申をしたいと存じますが、それでよろしゅうございましょうか。

では、ご異議がないと認めまして、ただいまから村山局長に答申書をお渡ししたいと存じます。

答申書の内容につきましては、ただいま朗読がございましたので、省略させていただきます。

では、答申書をお渡しいたします。

〔答申文手交〕

○小早川会長 では、ここで村山局長よりごあいさつをちょうだいしたいと思います。

○村山環境局長 ただいま小早川会長から、東京湾の水質総量規制に係る総量削減計画、そして、それに係る総量規制基準につきまして答申をいただきました。ありがとうございました。

この間、委員の皆様方のご尽力、いただいた意見、本当にありがとうございました。東京都といたしましては、ただいまいただきました答申を踏まえまして、所定の手続を経まして、6月を目途といたしまして、総量削減計画を策定をいたしまして、あわせて総量規制基準についても設定をする予定でございます。これによりまして、東京湾の水質の一層の削減、ただいまご審議の中でいただいたご意見も踏まえまして進めていきたいと思っております。

これまでの皆様方のご審議に対しまして、改めましてお礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

なお、きょうの総会というのは第7期の環境審議会ということでは最後の総会ということになるわけございまして、今回で退任をいただく委員もいらっしゃるわけございすけれども、この間ご尽力を賜りまして、本当にありがとうございました。この場をおかりいたしまして、改めて御礼を申し上げたいと思っております。

今後とも東京都の環境行政のために引き続きご支援、ご鞭撻をいただければと思います。そのお礼を申し上げまして、私からの答申に対するごあいさつということにさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○小早川会長 村山局長、どうもありがとうございました。

それでは、これで本日の審議は終了いたしました。

事務局から何かございますか。

○谷上企画調整課長 特にございません。

○小早川会長 では、以上をもちまして本日の議事はすべて終了となります。これ以降につきましては事務局に引き継ぎたいと存じます。委員の皆様、ご協力どうもありがとうございました。

○谷上企画調整課長 ご審議どうもありがとうございました。これをもちまして、第28回東京都環境審議会を閉会いたします。

なお、午後1時15分から企画政策部会をこの会議室で行いますので、企画政策部会の委員の方々はよろしくお願ひしたいと思います。

きょうは、どうもありがとうございました。

午前11時48分閉会